



志摩市告示第**92**号

志摩市移住支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 **5** 月 **19** 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市移住支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示

志摩市移住支援事業支援金交付要綱(令和2年志摩市告示第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)」に改める。

第4条第1項第3号ウ中「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))」を「地域未来交付金(デジタル実装型)」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5編関係）

（宛先）志摩市長

年 月 日

志摩市移住支援事業支援金交付申請書

志摩市移住支援事業支援金交付要綱第5条に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者様

フリガナ		5年目日	年 月 日
氏名			
住所	〒	電話番号	
Eメール アドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	就労（一般）	就労（専門人材）	上記家族の人数のうち18歳未満者の人数	人
	テレワーク	閉鎖人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「三重県移住・就業マッチング支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて	A. 申請者、世帯員ともに該当しない	B. 申請者又は世帯員に該当するものがある
申請日から5年以上継続して、志摩市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

申請者は過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※移住支援金を受給済みの場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、3歳未満及び2歳未満の区別を無く （就業に関する要件のみ記載）	A. 該当しない	B. 該当する
申請日から5年以上継続して就業する意思について （テレワークに関する要件の場合のみ記載）	A. 意思がある	B. 意思がない
志摩市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB、に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区に在勤者に該当する場合のみ記載）

※在任先を移住直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	

6 移住後の生活状況（テレワークに関する要件の場合のみ記載）

勤務先部署			
住所	〒		
勤務先への頻度	週・月・年	回程度	／ 行くことはない / その他

7 移住支援金交付申請額（申請する金額を記入してください）

	円
--	---

8 添付書類（添付記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください）

- ① 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号別紙1）
 - ② 本人確認ができる書類
 - ③ 住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在任の証明書類（戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。）
※世帯の場合は、移住元（転居前）において同一世帯であったことが確認できること
 - ④ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - ⑤ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類（以下の書類）
 - 【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
 - ⑤-1 企業等の就業証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
 - 【法人経営者又は個人事業主であった者】
 - ⑤-2 職務事項全部証明書、開業届の写し等、移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
【東京都から東京23区内の大学等に進学し、東京23区内の企業へ就職していた者】
 - ⑤-3 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ⑤-4 【就職に関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書（指定様式1）
 - ⑤-5 【テレワークに関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書（指定様式2）
- ※個人事業主を対象とする場合は以下の書類の追加提出を必要とする
- ⑤-1 業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
 - ⑤-2 携業届の写し
 - ⑤-3 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実績（収入）が確認できる書類（全部または一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
- 【関係人口に関する要件の場合】
- ⑤-1 イベントに参加したことがわかる書類（指定様式3）
 - ⑤-2 農林水産業への就業状況がわかる書類（指定様式4）

【三重県及び志摩市確認欄】※記入しないこと

管理コード（三重県及び志摩市使用欄）	
--------------------	--

様式第1号別紙1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び志摩市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に志摩市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 当該事業（就職に関する要件の場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に志摩市以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第1号別紙2

三重県移住・就業マッチング支援事業に係る個人情報の取扱い

三重県及び志摩市は、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

三重県移住・就業マッチング支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び志摩市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び志摩市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関係するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及びその世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の志摩市移住支援事業支援金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以降に志摩市内へ移住又は定住（以下「移住等」という。）した者について適用し、同日前までに移住等した者に対する支援金の交付については、なお従前の例による。